

重要なお知らせ

STOP!

その書類作成
ちょっと待って!

“非”行政書士

その書類作成、 無資格者に任せていませんか?



行政書士または行政書士法人でない者が、
他人の依頼を受け、名目を問わず報酬を得て、
官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、
法律で禁止されています。

※法律に別段の定めがある場合を除きます



令和8年1月1日施行

行政書士法改正により規制が明確化

＼ こんな名目でも注意 ／



相談料



コンサル料



会費



手数料



代行料

“サービス”や“無償”のつもりでも、実質的に対価を受けて書類作成を行うと、
行政書士法違反となる可能性があります。



書類作成・申請手続は

行政書士にご相談ください

正しい手続で
安心の社会を



熊本県行政書士会

官公署提出書類の作成は、行政書士の独占業務です